

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成9年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 既設の広告物又は掲出物件を使用する場合にあっては、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検の結果が記載された屋外広告物安全点検報告書およびカラー写真

第4条第3号を次のように改める。

- (3) 当該広告物又は当該掲出物件についての条例第11条の2の規定による点検の結果が記載された屋外広告物安全点検報告書およびカラー写真

第4条に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面等

第5条前段中「図書」の次に「および前条第3号に掲げる書面等」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（条例第11条の2ただし書の規則で定めるもの）

第12条の2 条例第11条の2ただし書の規則で定めるものは、市長が認める広告物等の点検に関する講習を修了した者とする。

第13条中「とする」を「とし、除却後の状況を撮影したカラー写真を添付するものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市屋外広告物条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可について適用し、同日前の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可については、なお従前の例による。